



どげなる? どげする! 真室川の農業

農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題に対応し、農業構造改革をさらに加速化させるため、国では農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村が持っている多面的機能の維持・発展を図るための政策（地域政策）を車の両輪として推進し、課題解決に向けて下の4つの改革をスタートさせました。4つの改革の概要と町の対応策、町独自の取組みによる農業振興策についてお知らせします。

改革1 作りつて人さ農地ば集めんなど 〔農地中間管理機構の創設〕

概要
山形県に一つの農地中間管理機構（農地集積バンク）を設立します。農地の出し手と受け手をつなぎ、農業の担い手への農地利用の集積・集約化を進めます。農地の出し手には、条件を満たした場合、地域に対する支援措置や個人に対する支援措置として機構集積協力が交付されます。

町の対応
町農業委員会を対応窓口とし、農地の出し手、受け手を掘り起し、農地の集約化を目指します。

改革2 飼料米さ支援してけんなど 〔水田フル活用と米政策の見直し〕

概要
水田を活用し、主食用米だけでなく、麦、大豆、飼料用米などの生産を支援するため、作物に応じた交付単価を設定し、交付金を交付します。併せて、平成30年を目途に、主食用米への生産数量目標の配分見直しを行ないます。

町の対応
当面は、飼料用米（SGS：ソフトグレインサイレージ）作付の取組みを継続していきます。併せて多収性の飼料用米導入の検討を行っていきます。

改革3 やる気のある人さ集中させんなど 〔経営所得安定対策の見直し〕

概要
昨年度までの制度を見直し、意欲ある農業者が幅広く参加できるようにします。米の直接支払交付金の単価を7,500円/10aに削減し、平成30年には廃止します。農産物の販売価格や生産費用に対する助成措置は新たな対象者要件を整備して継続します。

町の対応
新たな対象者要件として、認定農業者・集落営農・認定新規就農者が予定されていることから、認定農業者や認定新規就農者の要件を緩和し、意欲ある農業者が取り組めるよう対応していきます。

改革4 農村を守る活動さ支援してけんなど 〔日本型直接支払制度の創設〕

概要
農村が持っている水源涵養、洪水防止などの多面的機能を維持・発揮するための地域活動に対して、農地維持支払・資源向上支払制度で支援します。これまでの中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支援制度は継続します。

町の対応
農地維持支払制度に多くの組織が取り組むことができるよう、農家団体の組織化を支援していきます。町内全域での取り組みを目指します。

今後の農業（米政策）

これまで、主食用米の生産については、行政が生産数量目標を農家に提供し、農家はその目標に沿って米を生産・出荷してまいりました。

今後、全国を基礎とした需給の見通し情報、産地別の需要実績や販売進捗・在庫等の情報も提供されていきます。

国では、新しい政策の定着状況をみながら、5年後の平成30年からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らなくても、需要に応じた米の生産が行われるように環境を整備していきます。生産者が需要に応じてどのような米をいくら生産・販売するか決

められるようになり、経営の自由度が拡大します。

しかしながら、今後の農業については、以下のような不安要素があるのも事実です。

- ・ T P P 交渉の行方
- ・ 米消費量の減少に伴う、米価の低下
- ・ 農業従事者の高齢化と担い手の不足
- ・ 農地、水路等農業施設の老朽化、維持管理
- ・ 米生産数量配分の見直し（減反政策の転換）
- ・ 米の直接支払交付金の減少

これらの不安要素に対し、農業経営が成り立つよう、今から対応策を考えていく必要があります。

町独自の農業振興策

町では、企業誘致や雇用の場確保の課題を克服するため努力はしているものの、現状は厳しい状況にあります。町の基幹産業として位置付けている農業を軸にしていくことが重要であると考え、町独自の農業振興策を展開していきます。

● 耕畜連携の取組み強化

これまで、耕種農家と畜産農家が連携して、SGSの開発や地元作成 T M R（トータルミックスレーション）の供給など秋山牧場を核とした取組みを行ってきました。これは全国的にも珍しい取組みであり、日本全国から秋山牧場と耕畜連携施策についての視察が相次いでいます。この取組みを更に強化していくことが大切です。

● 環境王国推進と品質向上対策

平成29年に「第19回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」が当町で開催されることになりました。恵まれた自然環境の中で、安全・安心・うまい米の生産を支援していきます。



※1 SGS：粗米を小さく砕き、発酵させた飼料
※2 T M R：牛が必要とする栄養素がすべて含まれる飼料
※3 W C S：稲の茎、葉を発酵させた飼料

● 6次産業化推進と真室川ブランドの普及

農業の6次産業化を推進し、町内産農産物の販路拡大、差別化に対して支援します。

具体的な取組み

- ① 農産加工所整備による6次産業化製品の生産販売促進
- ② 小規模農林水産加工設備導入支援事業補助金による農産加工・販売の取組み促進
- ③ 逸品展や収穫祭の開催による町内農産品の販売促進

生産のイメージ



- 具体的な取組み**
- ① SGS、T M R 等地域供給
 - ② W C S（ホールクroppサイレージ）、牧草など飼料用作物栽培による水田利用
 - ③ 畜産共進会の開催による良質肉牛の生産

● 農業後継者の育成支援

農業の担い手確保や新たな農業の担い手確保や新たな



真室川の農業を活性化させるため、様々な支援策を展開していきますので、町産業課までお問い合わせください。